

唐代における戦争の記録と記憶

露布・史書・紀功碑・軍楽

丸橋 充拓*

キーワード：戦争の記憶、軍事儀礼、軍楽、戦争記念碑

はじめに

P・ノラ主編の大著『記憶の場』に代表される「歴史の記憶」研究、およびその柱の一つである「戦争の記憶」研究は、先鞭をつけたヨーロッパ近現代史、あるいはこれを早期に導入した日本近現代史において、大きな成果を生み出している（ノラ二〇〇二、阿部一九九九、森村二〇〇六など）。翻って中国史研究についていえば、露布や紀功碑（戦争記念碑）、軍楽など、「戦争の記憶」に関わる各種装置の個別的な分析には一定の成果がある。とりわけ石刻史料については、伝統的な金石学以来の蓄積が膨大に存する。しかしながら、これらを「戦争の記憶」というテーマに即して再構築する作業、換言すれば「戦争の記憶」を誰が、どのような手段によって創出し、誰とともに共有を図っているかという問いに対する包括的な検討は、現時点においてまだ十分に行われていない。

そこで本稿では、戦争の結果が、どのような構成員によって、またどのような過程を経て共有されるのかについて、唐代を対象に分析を進めていく。

戦争の結果を報告・受理・公示・保存する過程というものは、実のところ中国前近代を通じて大きな変化があまりない。したがって、中国史における「戦争の記憶」研究は超時代的な慣行の抽出に終始する可能性も多分にある。ただ、唐代は関連する諸制度の整備が進み、史料上にも現れて、全体像が把握可能になる最初の時期に当たる。本稿が唐代を対象にするのは、そのような理由からである。

一 戦勝の記録と公示

『大唐開元礼』（以下『開元礼』と略称）軍礼には、発兵から帰還に至るまでの一連の出征儀礼が定められている（丸橋二〇一三）¹。そのうち、戦争終了後に行われる諸儀礼を摘記し、時系列に即して整理した

* 島根大学法文学部社会文化学科

のが表1である。

王博氏は、戦争後の儀礼を、戦勝の報告を行う「献捷」と捕虜の送致を行う「献俘」に分類する必要性を説いている〔王博二〇一二a・四五頁〕。私はこの区分を継承しつつ、前者に「捷報の伝達・公示手続き（情報の移動）」、後者に「遠征軍の凱旋・解団手続き（人の移動）」という意味合いを加味して、以下の議論を進めていきたい。

(一) 捷報の伝達と公示（献捷）

遠征軍勝利の情報（捷報）は、現地においてまず露布という文書に記され、都に向けて伝送された。露布の様式や記載内容、起草後の手続きについては、中村裕一氏やD・グラフ氏、王博氏の研究がある〔中村一九九一、Graff 2009、王二〇一二b〕。表1および先学の成果を参照しつつ、露布の提出から受理、公示に至るまでの過程をたどってみよう。

まず露布の起草・送付段階について。露布は遠征軍司令官の名の下に発令された。唐代前期にあつては行軍総管が、後期には節度使がこれに該当する。起草の実務を担ったのは、前期では行軍記室參軍事・行軍管記、後期では節度掌書記など、司令官に直属する書記官であった。こうして完成した露布を都へ送る際には、遠征軍に加わった幕僚が使者として派遣された^②。

ついで露布が受理され、公示されるまでの手順は「開元礼」「平蕩寇賊宣露布」の規定および中村氏・王氏の研究から、次のように復原できる。

表1 『開元礼』軍礼の凱旋儀礼

	儀礼（内容）	典拠
1	献捷（露布＝戦勝報告書の送付）	平蕩寇賊宣露布（巻八四）
2	慰勞（皇帝から凱旋軍へ）	遣使勞軍將（巻八四）
3	太廟・太社への告礼（祝文の奉誦、献俘）	皇帝親征告於太廟（巻八三） 制遣大将出征有司宜于太社（巻八七「若凱旋～」以下） 制遣大将出征有司告於太廟（巻八八「若凱旋～」以下）

表2 唐代後期の凱旋儀礼

	内容	場所	担当官	備考	
1	戦勝、敵兵の捕縛	戦地～帰路			
2	凱旋・械送				
3	迎接	城外近郊	臨皇駅・長楽駅	神策軍	凱楽を伴うパレード 在京百姓が環視
4	告功	城内	太廟、太社、太清宮等	兵部・太常寺	有司撰事
5	皇帝受俘→百僚称賀 →誅戮勅		宮城興安門等	刑部・大理寺	在京百官・諸道使節 が参列
6	徇市→棄市→梟首・尸市		東西両市		在京百姓が環視

（妹尾一九八九 図1を参照して作成）

- ① 兵部侍郎が露布を受理し、儀礼の場に奏聞。
- ② 中書令が露布を受領し、皇帝に献上。
- ③ 皇帝が受理、御画。

④ 中書令は「制有り」と称し、露布を宣布。

⑤ 群官・客使が再拜・舞踏。

⑥ 露布を中書令から、兵部尚書、兵部侍郎へと手交。^③

兵部によって上奏の形に整えられた露布は、皇帝によって受理された後、中書令によって宣布される。儀礼の場で直接これを受け止めるのは、参列を許された「群官・客使」たちであり、⑤において捷報の公示を拜受・祝賀する身体動作を求められている。つまり、④において公示された官軍の勝利は、在京百官および外国使節の間で共有されたのである。^④

このようにして天下に周知された捷報は、次に史館に送付することが義務づけられていた。^⑤ いうまでもなく歴史記録として保存するためである。『太白陰経』巻七・捷書類・露布篇に掲げられた露布様式の末尾に「特望宣布中外、用光史冊」という一節があることから（Giblin 2009, p.151）、露布がそもそも天下への公示と後世への保存を念願して作成される文書であったことが了解されよう。

（二）遠征軍の凱旋と解団（献俘）

露布（情報）が都に届けられると、一足後れて遠征軍（人）が帰ってくる。帰還した遠征軍が関わる諸儀礼（以下、凱旋儀礼と総称する）のなかでも、古来とりわけ重視されてきたのが、凱旋後に適当な日を選んで開催される太廟・太社の告功儀礼であった。^⑥ その具体的な内容については王博氏の専論および拙稿に譲るとして（王二〇一二年 a・b、丸橋二〇一三）、本稿において注目したいのは、告功儀礼で必須とされ

る三つの物件、すなわち俘馘（捕虜）・軍実（戦利品）および祝文である。

告功儀礼の際、凱旋軍は太廟・太社の門前に俘馘・軍実を陳列する。^⑦ 前稿で指摘したように、これは狩獵儀礼（田獵）において、獲物が太廟に供献されるのと同じ趣旨で理解できる。これらが陳列された後、告功儀礼が発兵時と同様の手順で行われるのである。この儀礼の中核に位置づけられるのは、祝文の奉読と福酒・俎肉の受領であった（王二〇一二b、丸橋二〇一三）。祝文とは祭祀対象（天、祖霊、地神など）に向けたメッセージであるが、告功祝文の場合は後述のように「戦勝報告書」という性格・様式を持つことになる。したがって告功儀礼とは、①祝文という言語的な回路と、②俘馘・軍実という可視的な具体物を媒介として、捷報を祖霊・地神に報告・共有することを目指す事だったということができよう。

なお、告功祝文で今日まで伝わるものは少ないのだが、その貴重な残存例として、陸贄と元稹の作品を以下に示しておく。前者は涇原節度使朱泚・朔方節度使李懷光の乱鎮圧後の貞元元年（七八五）に、後者は幽州節度使劉総の乱の平定後の長慶元年（八二二）につくられたものである（四字句で構成されていることを明示するため、原文のまま示す）。

『陸宣公集』卷六「告謝玄宗廟文」^⑧

維貞元元年歲次乙丑十一月癸巳朔十一日癸卯。孝曾孫嗣皇帝臣某。敢昭告于皇曾祖玄宗至道大聖大明孝皇帝。皇祖妣元獻皇后楊氏。臣猥承聖緒。獲主大器。懼德不嗣。靡所安寧。任重道悠。竟貽顛

越。京闕生變。神人無依。臣懷永凶。不敢自棄。忍恥含憤。迨于載遷。戴天履地。俯仰慙傷。幸賴烈祖遺澤。感深于人。人心攸婦。天意允若。肆予小子。憑宗廟之積慶。再復于鎬京。在臣愆尤。曷云有補。豈敢自蔽。以重于厥辜。頃以寇孽在郊。礼物未備。久稽告謝。伏積兢惶。今祇見闕宮。引愿請罪。謹以一元大武・柔毛・剛鬣・明粢・薌合・薌其・嘉蔬・醴齊。因時備物。虔奉嚴禋。尚饗。

『元氏長慶集』卷四一「幽州平告太廟祝文」

維長慶元年歲次辛丑五月景申朔十四日己酉。孝曾孫嗣皇帝臣諱昭昭告于太祖景皇帝。天革隋暴。付唐養理。高祖太宗。奉順天紀。玄宗平寧。六合同軌。物盛而微。墉崇則毀。網漏鯨鯢。隙開螻蟻。幽燕狼顧。齊趙虎視。割執封壤。伝序孫子。不貢不覲。自卒自始。聖父披攘。震駭波委。擒滅斬除。如運支指。冀方独迷。再伐再已。碣石是徵。承詔唯唯。逮臣寡昧。虔奉先旨。洞開誠明。滌濯痕恥。承元雲奔。總亦風靡。悉率賦輿。尽獻州里。不命一將。不戮一士。不費一金。不亡一矢。五紀逆命。一朝如砥。実天垂休。実聖垂祉。敢薦成功。以永千紀。尚饗。順宗室。憲宗一室。余並同。

凱旋儀礼における祝文はそのつど撰述されることが定められているが、両者とも以下のように共通の様式を備えており、それなりに固定的な書式が周知されていたようである（ただし陸贄祝文は④と⑤の間に献納物の一覧（波線部分）が挿入される）。

- ①年月日
- ②起草主体（現皇帝）
- ③宛先（祖廟）
- ④本体（概ね四字句で構成）
- ⑤結句（「尚饗」）

戦争に直接関わる記述を④を、前後の定型句（太字部分。①、③、⑤）で包括することにより、祖霊に対する「戦勝報告書」の様式を成立させていることが看取できよう。

以上のような告廟・告社等の伝統的な凱旋儀礼は、祖霊・地神という限られた対象に向け、閉じられた空間のなかで行われるものであった^⑩。ところが唐代後期になると凱旋儀礼に大規模化・公開化の傾向が強まり、首都在任の士庶全般を巻き込んだ一大イベントへと変貌していく。その様子を豊富な事例に基づいて解明した妹尾達彦氏・王博氏の研究に基づき、唐代後期の凱旋儀礼を整理したのが表2である〔妹尾一九八九、王二〇一二b〕。

一見して判るように、これらは『開元礼』に定められた唐代前期の凱旋儀礼（表1）とは大きく異なる。変化の第一は、皇帝への献俘礼（皇帝受俘）が加わり、告廟・告社よりも重視されるようになっていくことである。これと並行して、露布の儀式が献俘礼に組み込まれていくことが王博氏によって解明されている〔王二〇一二b・五二〜五四頁〕。また献俘礼の詳細は、王氏の復原した式次第から把握することが可能になったが〔王博二〇一二a・五七頁〕、本稿ではこの儀礼の性格

が前半と後半とで異なっていることに注目したい(表2「5」の欄)。その違いは、担当官の違いに端的に表れている。皇帝への告功・献俘を核とする前半部分は尚書兵部と太常寺が主宰するのに対し、捕虜への科刑を行う後半部分は尚書刑部と大理寺が担当するのである。しかも前半部分終了とともに兵部尚書と太常卿は退場し、直後に捕虜が入場するとされているから、参列者の目には、前後半の場面転換がきわめて鮮明に映ったことであろう。これらのうち、前半部分は儀礼内容も主担当官も廟・社への告功と共通しており、礼的手続きによって戦争を終結させる伝統的な慣行の枠内で理解することができる〔丸橋二〇一三・第四章〕。これに対し、刑部・大理寺によって進められる後半部分は、交戦相手に刑罰を科すこと、すなわち法的手続きで戦争を終結させることが図られており、従来にはない新機軸である。王博氏は、告廟・告社より皇帝受俘が重視されるようになる過程を「対神儀礼」から「対人儀礼」への転換と位置づけているが、この指摘は「法的手続きにより戦争を終結させる過程の新設」という意味合いで補足することも可能であろう。

表1と表2間の第二の変化は、凱旋パレードや公開処刑など、大衆環視の場面が増えていることである。妹尾氏あるいは金子修一氏・梅原郁氏が明らかにしたように、唐宋変革期には「都市の祝祭空間化」が進み、各種行事・儀礼などを通じて皇帝権力を首都住民の目に直接顯示する「王権の可視化」現象が見られた〔梅原一九八六、妹尾一九八九、金子二〇〇六〕。凱旋儀礼も同様の变化をたどったのであり、戦勝という事実はどうした契機を通じて在京百姓にも知らしめられた。

以上、本章では捷報が報告・受理・公示・保存される過程の検討を行ってきた。これらを踏まえると、戦勝という事実をどの範囲で共有されることが目指されていたのかについて、以下のような整理が可能となる。

○露布の公示 ……在京百官、地方州県、外国使節

○史館への回付(歴史記録) ……後世

○告功儀礼(祝文奉読) ……祖霊・地神

○凱旋パレード・公開処刑 ……在京百姓

要するに、戦勝という事実は、空間(中央・地方・外国)を越え、時間(先祖・子孫)を越え、身分(官・民)を越えて、世界全土・王朝全史にあまねく共有されることが目指されていたのである。

二 戦争の記憶

前章で検討した捷報の報告・受理・公示・保存過程は、それぞれの戦争ごとに所定の手続きを踏んで完結する一回性の営みであった。こうしてそのつどアーカイブされた戦争のなかには、王朝の存立に関わる重要なものがいくつもある。これらは、通常の報告・受理・公示・保存過程では事足りず、長く「記憶」され、繰り返し回顧(再記憶化)していくため、より強力な仕掛けを動員して、人々の脳裏に刻み込まれていく。本章では、その代表格である紀功碑(戦争記念碑)と軍樂を取り上げたい。前者は石という素材の耐久性および碑という展示方法の常設性によって、後者は諸儀礼の場で繰り返し表演される反復性

によって、「記憶の永久保存」に資することが期待されていたのである。

(一) 紀功碑

二一世紀に入り、中国石刻研究はますます盛んになっている。現時点における研究上の関心は、残存物件の量的分布に比例して墓誌・墓碑に集中しがちであるが、もちろん石刻史料の範囲はそれらに限られるものではない。たとえば本稿で扱う紀功碑も検討に値する史料である。私は別稿において、唐太宗が建設した仏寺碑に紀功碑としての側面が濃厚であることを指摘した〔丸橋二〇〇一〕。本稿では分析対象を唐代全体に広げ、「戦争の記憶」という主題に引きつけて、紀功碑の果たした役割を再考してみたい。

まず、紀功碑が石刻史料のなかで占める位置について確認しておく。葉昌熾は『語石』巻三において「立碑之例」を「述德崇聖」「銘功」「紀事」「纂言」の四種に分類している。このうち、第二の「銘功」部分は以下のように述べられている。

東巡刻石（秦李斯石刻）、登岱勒崇（唐泰山銘・宋大中祥符中封禪朝覲壇諸頌）、述聖（呂向述聖頌）紀功（唐顯慶四年高宗御製紀功頌）、中興（顏魯公書元次山中興頌）叙德（孝敬皇帝叙德碑）、辺庭諸將之紀功碑是也（漢之裴岑紀功碑、唐之平百濟碑・姜行本紀功碑、宋之平蛮頌・平黎頌之類）。

「紀功」「辺庭諸將之紀功碑」等の区分が設けられており、「戦争の記憶の保存」が石刻の一機能として確かに認識されていたことが看取でき

る。

次に、唐代に造られた紀功碑を概観するため、碑文の内容が今日まで伝わる事例を収集し、表3に整理した。ここに掲げた二〇余例から判る特徴をいくつか挙げてみよう。

第一に、唐朝の威光を顕示することに重点が置かれている。後述のように唐代の紀功碑は、戦争当事者のみの独断では建立できず、中央朝廷の許可が必要だった。それゆえ一見殊勲者個人を顕彰するような紀功碑でも、「唐朝に対する貢献ゆえの褒賞」という文脈で常に語られるのである。撰述者には、陸徳明・顔師古・張九齡・楊炎・元結・権徳輿・韓愈・李徳裕など、中央政界でも活躍した錚々たる高官・知識人が名を連ね、さらには皇帝御製でつくられる場合もある。また、皇帝御書かつ行書碑の先駆例として知られる「晋祠銘」や「大唐紀功頌」、顔真卿の手になる楷書碑「大唐中興頌」など、書の面で著名なものも含まれており、制作には王朝中央の熱意が相当に傾けられていたと考えられる。

第二に、多くの紀功碑は、戦場の近隣、戦勝によって占領した地域、もしくは司令官が拠点とした都市など、軍事前線地帯に建てられている。紀功碑とは、戦争に直接巻き込まれた土地において唐朝の軍事的威光を顕示し、恒久的に語り継ぐための、文字通り要石と認識されていたのである。

第三に、時期によって紀功碑の性格に変化が認められる。まず、創業から高宗期までの期間は、隋末群雄との抗争や国内統一戦争、さらには周辺地域への外征を記念して立てられたものが中心である。李淵（高祖）が最初に旗揚げした太原（并州）は、唐朝発祥の地としてその

表3 唐代の紀功碑 (年月欄は、碑文記載もしくは撰者の年譜や金石書の考証等に拠った)

年月	撰者 (撰時の肩書)	碑名	所在地	紀事	典拠
武徳二年 (六三三)	陸德明 (国学助教)	勅建広武山観音寺碣	鄭州 (観音寺内)	王世充への勝利	金石萃編四一
貞観三年 (六二九) 閏二月	顔師古 (中書侍郎)	等慈寺碑	鄭州 (等慈寺内)	王世充への勝利	金石萃編四一
貞観三年 (六二九) 閏二月	朱子奢 (守諫議大夫)	昭仁寺碑	幽州 (昭仁寺内)	薛孝への勝利	金石萃編四二
貞観三年 (六三九) 二月	謝偃	可汗山銘	突厥領内?	突厥葉護可汗の冊封	文苑英華七八七
貞観四年 (六四〇) 五月	司馬太貞	姜行本紀功碑	高昌領内	高昌国の征圧	金石萃編四五
貞観二〇年 (六四六)	太宗御製御書	晋祠銘	并州	唐の創業	金石萃編四六
永徽五年 (六五四) 以降	闕名	唐劉仁願紀功碑	百濟領内 (韓国忠清南道扶余郡)	高句麗の平定等	(左注参照)
顯慶四年 (六五九)	高宗御製御書	大唐紀功頌	鄭州 (等慈寺内)	武徳以来の統一戦争	金石萃編五二
顯慶五年 (六六〇) 八月	闕名	平百濟碑	百濟領内 (韓国忠清南道扶余郡)	百濟の平定	(左注参照)
開元一年 (七三三) 正月	張説 / 玄宗御製説も	起義堂頌	并州	武徳以来の統一戦争	唐文粹一九
開元三年 (七三三) 二月以降	張九齡 (宰相)	開元紀功德頌	幽州	張守珪による契丹征圧	曲江集一
至徳二載 (七五七) 四月	楊炎 (中書舍人知制誥?)	大唐河西平北聖徳頌	武威郡 (涼州)	武威郡の九姓商胡安門物の反乱の平定	文苑英華七四四
至徳二載 (七五七) 九月以降	楊炎 (中書舍人知制誥?)	鳳翔出師紀聖功頌	鳳翔府	安史の乱 ↓ 長安回復後	文苑英華七四四
上元二年 (七六一) 六月	元結 (荆南節度判官)	大唐中興頌	永州 (湖南省永州市涪溪碑林)	安史の乱 ↓ 玄宗の長安帰還後	元次山集六 金石萃編九六
永泰二年 (七六〇) 七月	王佑 (成徳支度判官)	成徳軍節度使李宝臣紀功載政頌	恒州	安史の乱勢力から官軍に転じ、戦功あり	金石萃編九三
大暦二年 (七七七) 五月	韓雲卿 (礼部郎中)	平蛮頌	桂州	西原蛮の乱平定	金石統編八
興元元年 (七八四) 六月以降	徳宗御製	西平王李晟東渭橋紀功碑	東渭橋 (長安郊外)	朱泚・李懷光の乱平定	文苑英華八七一
興元元年 (七八四) 八月	徳宗御製	贈大尉段秀實紀功碑		朱泚の乱に抗して戦死	文苑英華八七一
貞元一八年 (八〇二) 九月	権徳輿 (礼部侍郎?)	涇原節度使劉昌紀功碑銘并序		天宝 ↓ 貞元における軍功を列举	権載之集一二
貞元二〇年 (八〇四)	徳宗御製	西川節度大使韋臯紀功碑銘	資州	吐蕃との戦いに勝利	金石萃編一〇五
元和三年 (八一八) 三月	韓愈 (刑部侍郎)	平淮西碑	蔡州	呉元済の乱平定	昌黎集三〇
元和二四年 (八一八) 年二月	段文昌 (翰林学士)	平淮西碑	蔡州	呉元済の乱平定	文苑英華八七二
会昌五年 (八四五)	李徳裕 (宰相)	幽州紀聖功碑銘	幽州	張仲武等による回鶻の撃退	会昌一品集二

(注) 許興植編著『韓国金石全文』(亜細亜文化社、一九八四)を参照

後も重視され、貞觀二〇年（六四六）には太原郊外の晋祠に、また開元一一年（七三三）には太原城内の起義堂に、それぞれ紀念碑（「晋祠銘」「起義堂頌」）が建てられている。また李世民（太宗）が打ち立てた武勲の数々は、唐朝創業物語の中核と位置づけられ、繰り返し回顧・再記憶化された。彼が秦王だった時期に造られた「勅建広武山観音寺碣」はその先駆けであり、貞觀三年（六二九）には「昭仁寺碑」等慈寺碑」など紀功七寺碑が、さらに高宗期には等慈寺内に唐の建国過程を総括的に顕彰する「大唐紀功頌」が建てられたのである（丸橋二〇〇一）。またモンゴリアや西域、朝鮮半島へと拡大政策が進められるなかで建立された紀功碑も数多く造られている（朱玉麒二〇〇五）。

ところが玄宗期以降、唐朝が内外多難の時代を迎えると、紀功碑の性格も大きく変化する。まず安史の乱、あるいはその後に頻発した藩鎮反乱の鎮圧を顕彰する紀功碑が急増する。これは、藩鎮跋扈の情勢下で辛うじて統一を保っていた後期唐朝の窮状を、端的に反映したものと見えよう。また契丹との戦いを制した幽州節度使張守珪の武勲を謳う「開元紀功德頌」、劍南節度使章阜による吐蕃撃退を紀念する「章阜紀功碑」、回鶻の侵入を防いだ幽州節度使張仲武等を顕彰する「幽州紀聖功碑銘」などは、突厥第二カガン国の樹立以降、緊張を高めた周辺諸族との関係に追われた時代状況の産物である。

つづいて、紀功碑建立の手順をたどっておこう。まず建碑を発起するのは誰かについては、顕彰の対象とされる殊勲者自身が要望する場合¹⁶、中央の高官から刻石の議論が出される場合¹⁷、皇帝が自ら主導する場合¹⁸がある。一般的に、地方官の治績を徳政碑等によって顕彰したい

旨が地域社会等から表明される場合には、当事者が碑文の原案を準備して、尚書吏部の考功郎中・員外郎による審査を受け、皇帝の許可を得なければならなかった¹⁹。紀功碑の場合も、表3所掲の諸碑は概ね中央の管理下で建立されたと考えて良いだろう²⁰。

建碑が認められると、碑文の原案が、撰者の手になる進状とともに皇帝へ提出され²¹、勅許を得たうえで、現地にて建造の運びとなる。一般的に碑文の撰述は著作郎の職掌とされているが、表3の諸例を見る限り、撰者はそれにこだわらず選ばれている。そして無事完成の暁には、表彰された者から皇帝へ謝状が提出され、それに対する批答が皇帝から下される場合もあった²²。

以上のように中央主導で進められた紀功碑建立とは、当該の戦争に対する唐朝の公式評価・総括を宣布する事業に他ならない。それだけに、当事者たちは後世に語り継がれる軍功の記され方に神経をとがらせていた。「開元紀功德頌」「章阜紀功碑」「幽州紀聖功碑」などは戦争当事者（張守珪／章阜／張仲武）の功名心と碑文撰述者（張九齡／徳宗／李徳裕）の評価がうまく一致し、円滑な建立に結びついた事例である。

ところが、双方の思惑に齟齬が生じた場合には、思わぬ政治的混乱が起きることもある。元和二年（八一七）、淮西節度使呉元済の乱が鎮圧された際には、まず韓愈に勅命が下り「平淮西碑」が撰述された。

ところが、この碑文において十分な評価を得られなかった遠征軍司令官の一部から大きな不満が巻き起こってしまう。そして彼らの巻き返しによって韓碑は損壊され、新たな勅許のもとで翰林学士段文昌による新「平淮西碑」が造られたのである²⁴。この事件は、大文筆家韓愈が

受けた非常に稀なる屈辱として、さまざまな角度から研究が行われてきた〔黄二〇〇六、入谷二〇一一など〕。本稿の主題に引きつけていえば、王朝中央が紀功碑によって宣布する「戦争の記憶」に対しては、戦争当事者も並々ならぬ関心を持っていたことを示す事件として理解できるであろう。

(二) 軍楽

紀功碑は「戦争の記憶の保存」という営みを、主として地方州県において担った。それに対し、中央朝廷においてその役割を果たしたのが軍楽である。渡辺信一郎氏が明言しているように、軍楽を含む宮廷音楽は「その王朝の来歴と文徳・武功を歌い上げ、その王朝の正統性を宣布すること」に最大の意義をもっていた〔渡辺二〇一三・二七四頁〕。

渡辺氏は唐代鼓吹楽を構成する五部（鼓吹部、羽葆部、鐃吹部、大横吹部、小横吹部）の楽曲を整理している。これらのうち羽葆部は唐朝の創業・統一過程における武功を表現したものであったという。渡辺氏の列挙した羽葆部十八曲を改めて眺めておこう。

太和、休話、七德、騶虞、基王化、纂唐風、厭炎精、肇皇運、躍龍飛、殄馬邑、興晉陽、濟渭險、応聖期、御宸極、寧兆庶、服遐荒、龍池、破陣樂

「基王化」から「寧兆庶」までは太原拳兵から隋末群雄との抗争を経て、国内統一を果たすまでの過程に照応し、「服遐荒」は周辺諸族を傘下に収めた戦争を謳ったものであろう。

また鼓吹五部のうち鐃吹部は、特に太宗の武勇および天下泰平を歌い上げるものだったと、渡辺氏は推定する。鐃吹部を構成する七曲は次の通りである。

破陣樂、上車、行車、向城、平安、歡樂、太平

このうち特に「破陣樂」は、羽葆部にも重出しており、重要な軍楽であったと思われる。「破陣樂」とはもともと軍楽の一ジャンルとして一般的に用いられたものだったが、李世民的幕下で奏せられた「秦王破陣樂」が、彼の即位にともない特権的な位置を占めるに至ったのである〔左二〇一四〕。

こうした軍楽は、その後起こった戦争の際にも「凱歌」として繰り返し演奏されており、国初以来の唐朝の武徳を聴衆の耳にそのつど再現する役割を果たしていった。特に唐代後半になると、前章でも述べたように凱旋儀礼におけるパレードや皇帝受俘が定着していったため、凱歌の役割もそれに伴って重みを増していく。大和三年（八一九）、凱旋軍の迎接から捕虜処刑に至るまでの凱旋儀礼が詳定された際には、既存の「破陣樂」「応聖期」に新作の「賀朝歡」「君臣同慶樂」が加えられ、都合四曲の凱歌が組み込まれることになった。これによって、衆庶の脳裏に刻まれる「戦争の記憶」は、一層鮮明なものとなったのである〔妹尾一九八九・五八〜五九頁、王博二〇一二a・五六〜五七頁〕。

以上のように、王朝の創業物語は軍楽の主要なモチーフとされ、唐代を通じて繰り返し回顧・再記憶化が図られていた。これは太原拳兵

から統一戦争、そして対外拡大に至る過程を繰り返し顕彰した紀功碑の歴史（前節参照）と軌を一にする現象である。

一方、唐代後期の軍楽には、地方藩鎮や周辺諸族が自作曲を皇帝に献上するという新傾向も現れるようになる。そうした作品のうち、貞元三年（七八七）、河東節度使馬燧が献上した曲の名は「定難曲」とい⁽²⁸⁾う。徳宗の治世前半における藩鎮反乱の鎮圧を承けて作成された楽曲と推測される。こうした現象は、藩鎮との戦いが主題に据えられるという点で、これまた唐代後期における紀功碑の動向と重なり合う。

要するに、紀功碑にせよ軍楽にせよ、天下に共有されるべき「戦争の記憶」として強調されたのは、まず第一に唐朝創業から高宗期までの「王朝盛世の物語」であり、王朝支配の正統性を表現するものとして、唐朝を通じて繰り返し回顧・再記憶化された。ところが玄宗以降、内外の困難が露わになると、第二の傾向として、周辺諸族や地方藩鎮への対応に苦心した「国難克服の物語」の共有が新たに重視されるようになるのである。

おわりに

以上述べてきたように、戦争に勝利するたびに、その結果を受理・公示・保存する仕組みを唐朝は整え、これを天下万民と共有することを目指した。それらのなかでも創業以来の「王朝盛世の物語」や中期以降の「国難克服の物語」は、紀功碑や軍楽などの仕掛けを通じて、繰り返し回顧・再記憶化すべき「戦争の記憶」と位置づけられたのである。

しかしその一方で、紀功碑や軍楽などの象徴的・儀礼的制度は、定

着と同時に形式化・形骸化、さらには忘却・風化への第一歩が始まることを免れないものでもある。中国史上にも稀有な軍功を誇った唐太宗の王朝創業物語とて、例外ではなかった。

前章でも述べたように「破陣楽」は太宗の肝煎りで念入りに制作されたものであるが、彼の死後、跡を継いだ高宗はこれを敬遠し、即位早々に南郊祭祀の式次第から外してしまっ⁽²⁹⁾たという。彼が漏らした「破陣楽舞なる者は、情として観るに忍びず（破陣楽舞者、情不忍観）」という発言の真意はこれまでさまざまに推測されてきたが「左二〇二四」、いずれにしても「戦争の記憶の保存」という営みは、世代交代とともに顕在化する「忘却」の問題と対峙せざるを得ないのである。

それから約三〇年、宮廷音楽の改革に力を注いだ太常少卿韋方石は、親王・将軍参加のもと九成宮において催された宴席の場で、次のように述べて破陣楽の演奏を申し出た。

破陣楽舞とは、唐朝創業の出発点であり、祖宗の偉業を宣揚し、後世に伝えること、永遠無窮なるものです。ところが陛下が天下に君臨されて以来、停廢されたままとなっています。御心が悄然とされている以上、群臣も何も申し上げようがありません。ですが臣は楽司の任を忝なくしておりますので、制度の停廢は懸念されません。礼に依れば、祭祀の日には、天子が親しく軍を統べて先祖の音楽を舞い、天下と楽しみをともにすると申します。いま破陣楽が久しく廢され、群臣が何も申し上げない状況で、一体何によって孝行の情を表現なさるのか。

高宗はこの言葉に驚き、提案に従って楽舞の演奏を聴くと、君臣ともに涙があふれ、顔を上げることもままならない。少し経って、高宗はこう述懐した。

この楽を三〇年近く観てこなかったが、ここにまた聴く機会を得て、誠に哀感に堪えない。昔日を思い起こすに、王業の艱難辛苦はこれほどのものだったのだ。朕はいま大業を継承しているが、先君の武功を忘れることができようか。……朕は今後ときどきこの舞を見て、自戒としよう。これは驕慢の過ちを防ぎたいためであって、歓楽のために破陣楽を奏するだけではないのだ。⁽²⁰⁾

両者の発言からは、①軍楽の要諦が先帝の武勲回顧と再記憶化にあること、②情緒的な訴求力を持ちうるかが重要だったこと、③自覚的・人為的な「てこ入れ」を不断に続けなければ持続性を持ち得ないこと等、「戦争の記憶」保存が抱える課題を、端的にうかがうことができる。

【参考文献】

■日文

- 阿部安成等 一九九九 『記憶のかたち—コメモレイションの文化誌—』 柏書房
- 入谷仙介 二〇一一 『二つの『平淮西碑』—韓愈と段文昌—』 (『詩人の視線と聴覚—王維と陸游—』所収、研文出版)

梅原郁 一九八六 「皇帝・祭祀・国都」(中村賢二郎編『歴史の

なかの都市』、ミネルヴァ書房)

王博 二〇二二a 「唐代軍礼における「献俘礼」の基本構造」(史

観一六七)

二〇二二b 「献俘礼から見た唐・宋軍礼の変容」(史滴三

四)

金子修一 二〇〇六 『中国古代皇帝祭祀の研究』 岩波書店

妹尾達彦 一九八九 「長安の盛り場(中)」 史流三〇

中村裕一 一九九一 「露布」(『唐代官文書研究』所収、中文出版

社)

ノラ・P 二〇〇二 『記憶の場(一—三)』(谷川稔監訳、岩波書

店)

丸橋充拓 二〇〇一 「唐太宗の紀功寺院建設」(大谷大学史学論究

七)

二〇一三 「中国古代の戦争と出征儀礼」(『東洋史研究七

二二二)

森村敏己 二〇〇六 『視覚表象と集合的記憶—歴史・現在・戦

争—』 一橋大学大学院社会学研究科先端課題研究叢書2、旬報社

渡辺信一郎 二〇一三 「北狄楽の編成—鼓吹楽の改革—」(『中国古代

の楽制と国家—日本雅楽の源流—』所収、文理閣)

■中文

傅璇琮 一九八四 『李德裕年譜』 齐鲁書社

顧建国 二〇〇五 『張九齡年譜』 中国社会科学出版社

羅聯添 二〇〇三 『韓愈古文校注彙輯』 鼎文書局

屈守元等 一九九六 『韓愈全集校注』 四川大学出版社

嚴一萍 一九七五 『陸宣公年譜』 芸文印書館

楊承祖 二〇〇二 『元結研究』 鼎文書局

陳克明 一九九九 『韓愈年譜及詩文繫年』 巴蜀書社

朱玉麟 二〇〇五 『漢唐西域紀功碑考述』 文史二〇〇五年第四輯
(総七三輯)

左漢林 二〇一四 『大唐《破陣樂》的形態變遷』 文史知識二〇一

四—四

■ 欧文

Graft, D.A. 2009 "Narrative Maneuvers: The Representation of Battle
in Tang Historical Writing", Nicola Di Cosimo ed.,
Military Culture in Imperial China, Harvard University Press.

【註】

(1) 出征儀礼の概要は、『唐六典』卷五・尚書兵部・兵部郎中において説明されている。

凡大將出征皆告廟、授斧鉞、辭齊太公廟。辭訖、不反宿於家。臨軍對寇、士卒不用命、并得專行其罰。既捷、及軍未散、皆會衆而書勞、与其費用・執俘・折馘之數、皆露布以聞、乃告太廟。元帥凱旋之日、天子遣使郊勞、有司先獻捷於太廟、又告齊太公廟。(諸軍將若須入朝奏事、則先狀奏聞。)

(2) 『文苑英華』卷六四七・駱賓王「兵部奏姚州破賊設蒙儉等露布」では、行軍司馬・守嶺州長史の梁待璧が派遣されたと記されている。

(3) 『開元礼』卷八四・軍礼「平蕩寇賊宣露布」

其日、守宮量設群官次。露布至、兵部侍郎奉以奏聞、仍承制集文武群官・客使於東朝堂。群官・客使至俱就次、各服其服。奉礼設群官版位於東朝堂之前、近南、文東武西、重行北向、相對為首。又設客使之位、如常儀。設中書令位於群官之北、南向。量時刻、吏部・兵部贊群官・客使出次、謁者贊引、各引就位立定。中書令受露布置於案、令史二人絳公服、對捧之。典謁引中書令、捧案者從之、出就南面位。持案者立於中書令西南、東面立定。持案者進中書令前、中書令取露布、持案者退復位。中書令稱「有制」。群官・客使皆再拜。中書令宣露布訖、群官・客使皆再拜、舞蹈訖、又再拜。謁者引兵部尚書、進中書令前、受露布退復位。兵部侍郎前受之、典謁引中書令入。謁者引群官・客使、各還次。

(4) 「群官・客使」のなかには、地方州県から派遣される朝集使が含まれていた可能性もあるだろう。また、中村裕一氏によると、この儀礼において宣布された露布は写本が作成され、地方州県にも伝達されたという〔中村一九九一・一二二～二四頁〕。したがって地方州県には、儀礼への出席および文書自体の授受という回路を通じて、捷報がもたらされていたことになる。

(5) 『唐公要』卷六三・史館上・諸司應送史館事例

蕃夷入寇及米降(表状、中書錄狀報。露布、兵部錄報。軍還日、

軍將具録陷破城堡、傷殺吏人、掠擄畜産、并報。

また、史館が軍事案件の記録保存を担っていたことについては、『唐六典』卷九・史館の以下の規定から確かめられる。

史官掌修国史、不虛美、不隱惡、直書其事。凡天地日月之祥、山川封域之分、昭穆繼代之序、礼樂師旅之事、誅賞廢興之政、皆本於起居注以為実録、然後立編年之体、為褒貶焉。

(6) 『唐六典』卷一四・太常寺・太常卿

凡大駕巡幸、出師克獲、皆折日告于太廟。

張九齡「勅折日告廟」(『曲江集』卷七)

勅。辺境為患、莫甚於林胡。朝廷是虞、幾煩於將帥。車徒屢出、芻粟載勞。使燕趙黎氓、略無寧歲。而山戎種落、常為匪人。近有野心、窮而歸我。曾是懷附、每所撫柔。而不變鴟音、輒為獸搏。幽州節度使副大使張守珪等、乘間電發、表裏奮討。積年通誅、一朝翦滅。則東北之祲、便以廓清。河朔之人、差寬征戍。此皆上憑九廟之略、下仗群帥之功。今其凱旋、敢不以獻。宜折吉日告九廟、所司準式。

(7) 『開元礼』卷八七「制遣大將有司宜於太社」

若凱旋、惟陳俘馘及軍実於北門之外、南面東上。其告礼如上儀。其祝版燔於齋所。

『開元礼』卷八八「制遣大將有司告於太廟」

若凱旋、惟陳俘馘及軍実於南門之外、北面西上。其告礼如常儀。陸贄の場合、同卷に「告謝肅宗廟文」「告謝代宗廟文」も収録されている。いずれも玄宗廟への告文と同じ様式で書かれている。そしてさらに注目すべきは、「告謝昊天上帝冊文」が残されている。

ることである。前稿でも述べたように、「告天儀礼は発兵時のみ、

凱旋後の告礼は大廟・太社のみ」が原則であった(丸橋二〇一三)。きわめて稀有な凱旋告天の祝文として、以下に原文を特記しておく。

維貞元元年歲次乙丑十一月癸巳朔十一日癸卯。嗣天子臣某。敢告于昊天上帝。顧惟寡昧。不克明道。丕膺眷命。俾作神主。常恐獲戾上下。而播災於人。兢兢業業。夙夜祇畏。居位五祀。

德香蔑聞。皇靈不歆。是用大儆。殷憂播蕩。踰歷三時。誠懼烈祖之耿光。墜而不耀。側身思咎。庶補將來。上帝顧懷。誘衷悔禍。勦兇慝之凌暴。雪人神之憤恥。旧物不改。神心載新。茲乃九廟遺休。兆人介福。以臣之責。其何解焉。間属寇虞。久稽告謝。今近郊甫定。長至在辰。謹以玉帛犧牲。奏盛庶品。冀憑禮燎。式薦至誠。太祖景皇帝配神作主。尚饗。

(9) 『開元礼』卷八一「皇帝親征宜于太社」

太祝持版、進於神座之右、西面跪讀祝文(其祝文臨時撰、告以親征之意)。

(10) 太廟・太社以外にも、南郊や帝陵で告功儀礼が行われることが稀

にあった(告天・謁陵)。凱旋告天の実例としては、総章元年(六六八)の高句麗平定時、至德二載(七五七)において安史の乱軍より長安を奪取した際(四川より宰相を派遣し有司撰事)、貞元元年(七八五)における朱泚・李懷光の乱平定時(前註8陸贄の祝文が残る)、元和一四年(八一九)の李師道鎮圧時が伝えられている。凱旋謁陵については、永徽元年(六五〇)の突厥車鼻可汗捕縛・護送時、顕慶三年(六五八)の突厥阿支那賀魯捕縛・護

送時、總章元年（六六八）の高句麗捕虜護送時に、いずれも昭陵で行われている。

(11) 葉昌熾『語石』卷一

隋以前碑無行書。以行書寫碑、自唐太宗晉祠銘始。高宗之万年宮銘、紀功頌、英國公李勣碑、皆行書也。

(12) 湖南省永州市の浯溪碑林に今日まで残され、文絶・字絶・石絶の「磨崖三絶」と称されている。

(13) 「敕建広武山觀音寺碣」「等慈寺碑」「昭仁寺碑」「大唐紀功頌」「李晟東渭橋紀功碑」がこれに該当する。

(14) 「可汗山銘」「姜行本紀功碑」「唐劉仁願紀功碑」「平百濟碑」「平淮西碑」「平蛮頌」がこれに該当する。

(15) 「開元紀功德頌」「韋臯紀功碑」「幽州紀聖功碑」がこれに該当する。

(16) 李德裕「幽州紀聖功碑」がこれに該当する（『会昌一品集』卷二「幽州紀聖功碑銘并序」）

幽州盧龍軍帥檢校尚書右僕射張公仲武、往年修獻捷之礼、今歲有銘勲之請。

(17) 次の二例はそれぞれ、戦争を主導した宰相が積極的に發議に関わった事例、中央官僚全体から刻石の議論が巻き起こった事例である。

前者の場合は、張九齡の上請に対する玄宗の批答も残されている（『曲江集』卷一三・玄宗御批）

・張九齡「開元紀功德頌」の場合（『曲江集』卷一三「請東北將刊石紀功德狀」）

右。奚及契丹尤近辺鄙、侵軼是慮、式遏成勞。臣庶常情、惟

欲防禦、所謂長策、無出此者。陛下独斷宸襟、高奪群議。以爲頓兵塞下、軼粟邊軍、曠日持久、役無寧歲。不若因利乘便、

一挙遂平。使遷善者自新、爲惡者就戮。事若不爾、無息我人。

日令大兵臨之、凶徒必潰、不出此歲、当並成擒。臣等初奉聖謀、高深未測。及聞凱捷、晷候不差。而兩蕃遺孽、莫不稽顙。

縁辺戍卒、咸以返耕。臥鼓滅烽、誠自此始。斯皆陛下睿謀先定、神武非常。觀變早於未萌、必取預於無象。伏以成功不宰、

君人所以爲量、有美不宣、臣子所以成罪。臣雖蒙警、安敢無言。既預聞始謀。又幸見成事。豈可使天功虚往、而日用不知。

竹帛相伝、復紀何事。請具狀宣付史館、垂示將來。仍請將吏等刊石勒頌、以紀功德。臣某等不勝区区忭躍之至。謹奉狀以聞。謹奏。

・韓愈「平淮西碑」の場合（『新唐書』卷二二四・呉元濟伝）

(18) 次の二例は、いずれも徳宗が建碑を主導した事例である。

・「贈太尉段秀実紀功碑」の場合（『新唐書』卷一五三・段秀実伝）

帝還都、又詔致祭、旌其門閭、親銘其碑云。

帝至自梁、晟以戎服見三橋、帝駐馬勞之。晟再拜頓首、賀克殄大盜、廟朝安復、已即跪陳「備爪牙臣、不能指日破賊、致

乘輿再狩、乃臣不任職之咎、敢請死。」伏道左、帝為掩涕、命給事中齊映起之、使就位。有詔賜第永崇里・涇陽上田・延平

門之林園・女樂一列。晟入第、京兆供帳、教坊鼓吹迎導、詔

将相送之。帝紀其功、自文于碑、敕皇太子書、立于東渭橋、以示後世云。

(19) 唐代の建碑が考功による審査を要した点については、顧炎武が以下のように詳細に考証している(『日知錄』卷二二「生碑」)

唐武后聖曆二年制「州縣長吏、非奉有勅旨、毋得擅立碑。」劉禹錫「高陵令劉君遺愛碑序」曰「太和四年、高陵人李仕清等六十三人、具前令劉君之德、詣県、請以金石刻、県令以狀申于府、府以狀考于明法吏、吏上言。謹按玉忠詔書、凡以政績將立碑者、具所紀之文上尚書考功、有司考其詞、宜有紀者乃奏。明年八月庚午、詔曰可。」旧唐書鄭瀚伝「改考功員外郎。刺史有驅迫人吏上言政績、請刊石紀德者、瀚探得其情、条責廉使、巧迹遂露。人服其敏識。」是唐時頌官長德政之碑必上考功、奉旨乃得立。……

文中の聖曆二年制は『資治通鑑』卷二〇六・同年二年八月条に、劉君遺愛碑は『劉夢得集』卷二八に見える。なお同碑に引かれた「宝忠詔書」は典拠不詳。

(20) ただし「李宝臣紀功碑」は、李宝臣自身がいわゆる反側藩鎮であり、撰者も同道の幕職官であることから、朝廷がどこまで主導性を發揮し得たか、判断に留保が必要である。

(21) 韓愈「進撰平淮西碑文表」(『昌黎集』卷三八)、李德裕「進幽州紀聖功碑文狀」(『会昌一品集』卷一八)は、碑文原案とは別に添付されていた進状の実例である。

(22) 『唐六典』卷一〇・秘書省著作局

著作郎掌修撰碑誌・祝文・祭文、与佐郎分判局事。

(23) 「草草紀功碑」の碑陽には徳宗御製碑文が、碑陰には草草からの謝表と徳宗からの批答が刻まれている(『金石萃編』卷一〇五「草草紀功碑」王昶按語)。

(24) 『旧唐書』卷一六〇・韓愈伝

淮・蔡平、十二月随(裴)度還朝、以功授刑部侍郎、仍詔愈撰平淮西碑、其辞多叙裴度事。時先入蔡州擒吳元濟、李愬功第一、愬不平之。愬妻出入禁中、因訴碑辞不实、詔令磨愈文。憲宗命翰林学士段文昌重撰文勒石。

(25) 『旧唐書』卷二八・音樂志一

貞觀元年、宴群臣、始奏秦王破陣之曲。太宗謂侍臣曰「朕昔在藩、屢有征討、世間遂有此樂、豈意今日登於雅樂。然其發揚蹈厲、雖異文容、功業由之、致有今日、所以被於樂章、示不忘於本也。」……其後令魏徵・虞世南・褚亮・李百藥改制歌辞、更名七德之舞、增舞者至百二十人、被甲執戟、以象戰陣之法焉。

なお破陣樂に関連して、『新唐書』卷二一・禮樂志一一には次のような出来事が載せられている。

後令魏徵与員外散騎常侍褚亮・員外散騎常侍虞世南・太子右庶子李百藥更製歌辞、名曰七德舞。舞初成、觀者皆扼腕踴躍、諸將上寿、群臣称万歳、蛮夷在庭者請相率以舞。太常卿蕭瑀曰「樂所以美盛徳形容、而有所未及、陛下破劉武周・薛挙・竇建德・王世充、願図其状以識。」帝曰「方四海未定、攻伐以平禍乱、製樂陳其梗概而已。若備写禽獲、今將相有嘗為其臣者、觀之有所不忍、我不為也。」自是元日・冬至朝会慶賀、与九功舞同奏。……

軍樂だけでは物足りなさを感じた太常卿の蕭瑀が、群雄撃破の場面を描いた凶画の制作を提案したのに対し、太宗は群雄の旧臣で現在唐に仕えている者の心中を慮り、それを斥けたという。「戦争の記憶」の表現方法について、王朝側が多面的な配慮をしたことを窺わせるエピソードである。

(26) 後註27の太常礼院上奏文には、唐朝初期の戦争において凱歌演奏のもとで凱旋儀礼を挙行した例が、列挙されている。

(27) 『旧唐書』卷二八・音樂志一

大和三年八月、太常礼院奏「……是則歷代獻捷、必有凱歌。太宗平東都、破宋金剛、其後蘇定方執賀魯、李勣平高麗、皆備軍容凱歌入京師。謹檢貞觀・顯慶・開元礼書、並無儀注。今參酌今古、備其陳設及奏歌曲之儀如後。凡命將征討、有大功俘讎者、其日備神策兵衛於東門外、如獻俘常儀。其凱樂用鐃吹二部、笛・篳篥・簫・箏・鼓、每色二人、歌工二十四人。樂工等乘馬執樂器、次第陳列、如鹵簿之式。鼓吹令丞前導、分行於兵馬俘讎之前。將入都門、鼓吹振作、迭奏破陣樂等四曲。破陣樂・心聖期兩曲、太常旧有辭。賀朝歡・君臣同慶樂、今撰補之。破陣樂「受律辭元首、相將討叛臣。咸歌破陣樂、共賞太平人。」心聖期「聖德期昌運、雍熙方宇清。乾坤資化育、海岳共休明。關土忻耕稼、銷戈遂偃兵。殊方歌帝沢、執贄賀昇平。」賀朝歡「四海皇風被、千年德水清。戎衣更不著、今日告功成。」君臣同慶樂「主聖開昌曆、臣忠奏大猷。君看偃革後、便是太平秋。」候行至太社及太廟門、工人下馬、陳列於門外。候告獻礼畢、復導引奏曲如儀。至皇帝所御樓前兵仗旌門外二十步、樂工皆下馬徐

行前進。兵部尚書介冑執鉞、於旌門内中路前導。次協律郎二人、公服執麾、亦於門下分導。鼓吹令丞引樂工等至位立定。太常卿於樂工之前跪、具官臣某奏事、請奏凱樂。協律郎拳麾、鼓吹大振作、遍奏破陣樂等四曲。樂闋、協律郎偃麾、太常卿又跪奏凱樂畢。兵部尚書・太常卿退、樂工等並出旌門外訖、然後引俘讎入獻及稱賀如別儀。别有獻俘讎儀注。侯俘囚引出方退。請宣付当司、編入新礼、仍令樂工教習。」依奏。

(28) 『新唐書』卷二一・礼樂志

大曆元年、又有広平太一樂。涼州曲、本西涼所獻也。其声本宮調、有大遍・小遍。貞元初、樂工康崑密寓其声於琵琶、奏於玉宸殿、因号玉宸宮調、合諸樂、則用黄鍾宮。其後方鎮多製樂舞以獻。河東節度使馬燧獻定難曲。昭義軍節度使王虔休以德宗誕辰未有大樂、乃作繼天誕聖樂、以宮為調、帝因作中和樂舞。山南節度使于頔又獻順聖樂、曲將半、而行綴皆伏、一人舞於中、又令女伎為佾舞、雄健壯妙、号孫武順聖樂。

(29) 『旧唐書』卷二八・音樂志一

永徽二年十一月、高宗親祀南郊、黄門侍郎宇文節奏言「依儀、明日朝群臣、除樂懸、請奏九部樂。」上因曰「破陣樂舞者、情不忍觀、所司更不宜設。」言畢、慘愴久之。

(30) 同右

〔儀鳳〕三年七月、上在九成宮咸亨殿宴集、有韓王元嘉・霍王元軌及南北軍將軍等。樂作、太常少卿韋方石奏称「破陣樂舞者、是皇祚發跡所由、宣揚宗祖盛烈、伝之於後、永永無窮。自天皇臨馭四海、寢而不作、既緣聖情感愴、群下無敢闕言。臣忝職樂

司、廢缺是懼。依礼、祭之日、天子親總干戚以舞先祖之樂、与天下同樂之也。今破陣樂久廢、群下無所稱述、將何以發孝思之情。」上矍然改容、俯遂所請、有制令奏樂舞、既畢、上歔歔感咽、涕泗交流、臣下悲淚、莫能仰視。久之、顧謂兩王曰「不見此樂、垂三十年、乍此觀聽、實深哀感。追思往日、王業艱難勤苦若此、朕今嗣守洪業、可忘武功。古人云『富貴不与驕奢期、驕奢自至。』朕謂時見此舞、以自誠勗、冀無盈滿之過、非為歡樂奏陳之耳。」侍宴群臣咸呼万歲。